

令和5年5月8日

環境大臣 西村 明宏 殿

環境アセスメント図書の制度的公開について（提言）

環境アセスメント学会会長 藤田 八暉

日頃より、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの適正な実施のため多大なるご尽力をいただいておりますことに衷心より感謝申し上げます。

弊学会は、平成14年（2002年）4月に設立以来、環境アセスメントのあらゆる分野をカバーする学際的な学会として活動を行ってきております。

さて、環境影響評価法に基づき事業者が縦覧・公表をする配慮書、方法書、準備書、評価書及び報告書（本提言では「環境アセスメント図書」といいます。）につきましても、環境影響評価法に基づき縦覧又は公表期間が定められていますが、縦覧以降の環境アセスメント図書の公開に関する規定は明定されていません。他方、平成23年（2011年）4月に公布された「環境影響評価法の一部を改正する法律」では、これまでの紙媒体での縦覧に加えて、インターネットでの公表が義務付けられ、縦覧又は公表期間中は、インターネットでの公表がされています。

このような現行法制度の仕組みから、縦覧又は公表期間を超えると、環境アセスメント図書の閲覧が多くの場合にできなくなっております。

このため、環境アセスメント図書の継続的な公開の措置について、環境省は平成30年（2018年）4月から、環境影響評価法に規定される縦覧又は公表期間が終了した後についても、環境アセスメント図書の閲覧ができるよう、事業者の協力を得て、環境省がインターネット及び国立国会図書館支部環境省図書館の利用により環境アセスメント図書の公開の措置を講じられています。

しかし現状は、事業者へのお願いベースであることから、対象となった事業において公開されている環境アセスメント図書は17%程度と、未だ不十分という実態にあります。

なお、地方公共団体では独自に公開に関する要綱等を制定し、縦覧期間終了後もウェブでの公開や図書館等で閲覧可能としているところもあります。

環境アセスメント図書の継続的な公開のため、環境アセスメント図書の共有、活用の仕組みが整備されれば、環境アセスメントがより効果的に有効性を発揮することを可能とします。その方法として、環境アセスメント図書を電磁的に共有できるようにすれば、政府全体でデジタル変革を進められている折、国民全体の情報資産になると言えます。

このような状況から、添付の「環境アセスメント図書の制度的公開について」の提言書に記載のように、環境アセスメント図書の継続的な公開のため、公開の制度的位置付

けや制度的公開の主体と方法等を明確にする制度的措置が必要であります。このため、環境アセスメント図書の制度的公開のための措置を環境影響評価法の見直しの重要な柱の一つとして、急ぎ検討、実施されることを提言します。

以上